

R6.2.7 教育委員会会議資料（政策局・こども支援局・教育委員会）

西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン[part 2]（案）について

別紙のとおり、令和6年2月9日の市議会教育こども常任委員会へ説明するので報告
します。

教育こども常任委員会 所管事務報告
資 料
令和6年2月9日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン[part 2] (案) について

政策局 政策総括室 政策総務課

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課 (幼保連携推進担当)

教育委員会 学校支援部 学校改革課

西宮市幼児教育・保育のあり方
アクションプラン [part 2] (案)

令和6年(2024年)2月

西宮市

目次

1	アクションプラン [part 2] の位置付け	1
2	公立園の再編に係る実施方針等	2
3	各ブロックにおける公立園の再編等の計画	3
4	公立園再編により見込まれる効果等	14
5	今後の子ども・教育施策への取組	16
	【参考】西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成 22～25 年）	
	答申に基づく中ブロック	18

1 アクションプラン [part 2] の位置付け

本市の子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境の変化や課題に適切に対応するためには、西宮市幼児教育・保育ビジョンに掲げる「子ども中心の幼児教育・保育」の推進、支援を必要とする子どもを誰一人取り残さない取組、そして限られた経営資源を有効活用し、中長期的に持続可能なものとしていくことが求められる。

そこで本市は、今後を見据えた幼児教育・保育施策を推進するため、以下3つの基本方針を定めた「西宮市幼児教育・保育のあり方」を令和5年（2023年）3月に策定した。

基本方針

- 【1】 西宮市幼児教育・保育ビジョンの理念の実現に向けて、公私の連携・協力を図りながら、本市の幼児教育・保育の質の向上を目指す。
- 【2】 本市の幼児教育・保育の質の向上に必要な役割を果たすため、これまで蓄積してきたノウハウ等の資産を活用するとともに、より効果的な運営ができるよう、規模縮小・体制見直しを軸とした公立園の再編を行う。
- 【3】 公立園の再編によって生み出された経営資源は、今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用する。

アクションプラン [part 2] は、アクションプラン [part 1] に引き続き「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づく具体的な取組を示すものである。

2 公立園の再編に係る実施方針等

公立園の再編等を進めるにあたっては、以下の（１）及び（２）に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会答申に基づく中ブロック（以下「ブロック」という。p.18 参照。）を基礎として取り組む。

（１）実施方針

- ア 公立園の再編にあたっては、幅広い異年齢交流等の多様な経験など、子どもの教育・保育にとって望ましい集団活動が今後も継続的に可能となるよう、幼稚園と保育所の統合等による幼保連携型認定こども園（以下「公立認定こども園」という。）を基本とする。
- イ 公立認定こども園は、各ブロックに１園設置することを基本とするが、現行施設の利用状況や配置状況など地域の実情を踏まえながら、他の方策も検討する。
- ウ 公立認定こども園の設置は、各ブロックにおける公立園の規模・立地・設備・周辺環境等を総合的に勘案しながら、概ね 10 年間で進める。
- エ 再編による公立認定こども園の対象とならない公立幼稚園については、園児数の推移や地域の状況等を総合的に勘案したうえで、順次、閉園時期を検討する。
あわせて、現在休園中の公立幼稚園については、閉園に向けた手続等を進める。
- オ 再編による公立認定こども園の対象とならない公立保育所については、地域の就学前児童数や保育需要の状況を踏まえ、順次、定員・規模の縮小を図る。
- カ 再編・閉園後の公立園の跡地は、「西宮市公共施設等総合管理計画」及び「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、公共性・有用性・市場性について評価・整理したうえで、転用・売却・貸付などの資産活用を検討する。

（２）公立認定こども園設置にあたっての再編対象施設の選定基準

公立認定こども園の設置にあたっては、公私連携・協力のもと、ブロック内の幼児教育・保育ニーズの需給バランスを図ることが必要である。

また、本市の厳しい財政状況に鑑み、限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくことが求められている。

以上のことから、次の基準に基づき、再編対象の施設を選定する。

- **教育・保育ニーズ**

ブロックごとの就学前児童数や教育・保育ニーズを踏まえ、必要な受入枠が確保できること。

- **立地・周辺環境**

統合する施設同士の距離や現施設の利用者の通園・通所地域、ブロック内での私立園の供給体制も含めた地理的なバランスを考慮すること。

- **施設・設備、整備コスト**

施設の敷地面積、建物の築年数、延床面積、設備の状況等を総合的に勘案し、公立認定こども園の整備費を抑制でき、より有効活用が図れること。

3 各ブロックにおける公立園の再編等の計画

前項の「公立園の再編に係る実施方針等」に基づき、各ブロックにおいて、次のとおり公立認定こども園の設置等を進める。

(1) 浜脇ブロック

- ◆ 既にアクションプラン [part 1] で示しているとおり、浜脇幼稚園と浜脇保育所を再編対象施設とし、現在の浜脇保育所の施設を活用して、公立認定こども園を令和7年(2025年)4月に設置する。
- ◆ 再編による公立認定こども園の対象とならない南甲子園幼稚園については、令和6年度(2024年度)4歳児学級の応募が令和5年(2023年)12月末時点で0人である状況を踏まえ、令和6年度(2024年度)末をもって閉園とする。



- ◆ 再編による受入数の変化は下記のとおり（アクションプラン [part 1] の内容を再掲）。

令和4年度の利用人数			再編後のイメージ			
現状の施設			浜脇ブロック認定こども園			
浜脇(幼)	浜脇(保)	合計	合計	1号(幼)	2号・3号(保)	
	5	5	5	(0)	5	(0)
	20	20	20	(0)	20	(0)
	20	20	20	(0)	20	(0)
	24	24	25	(+1)	5 (+5)	20 (-4)
7	27	34	27	(-7)	7 (0)	20 (-7)
19	27	46	29	(-17)	9 (-10)	20 (-7)
26	123	149	126	(-23)	21 (-5)	105 (-18)

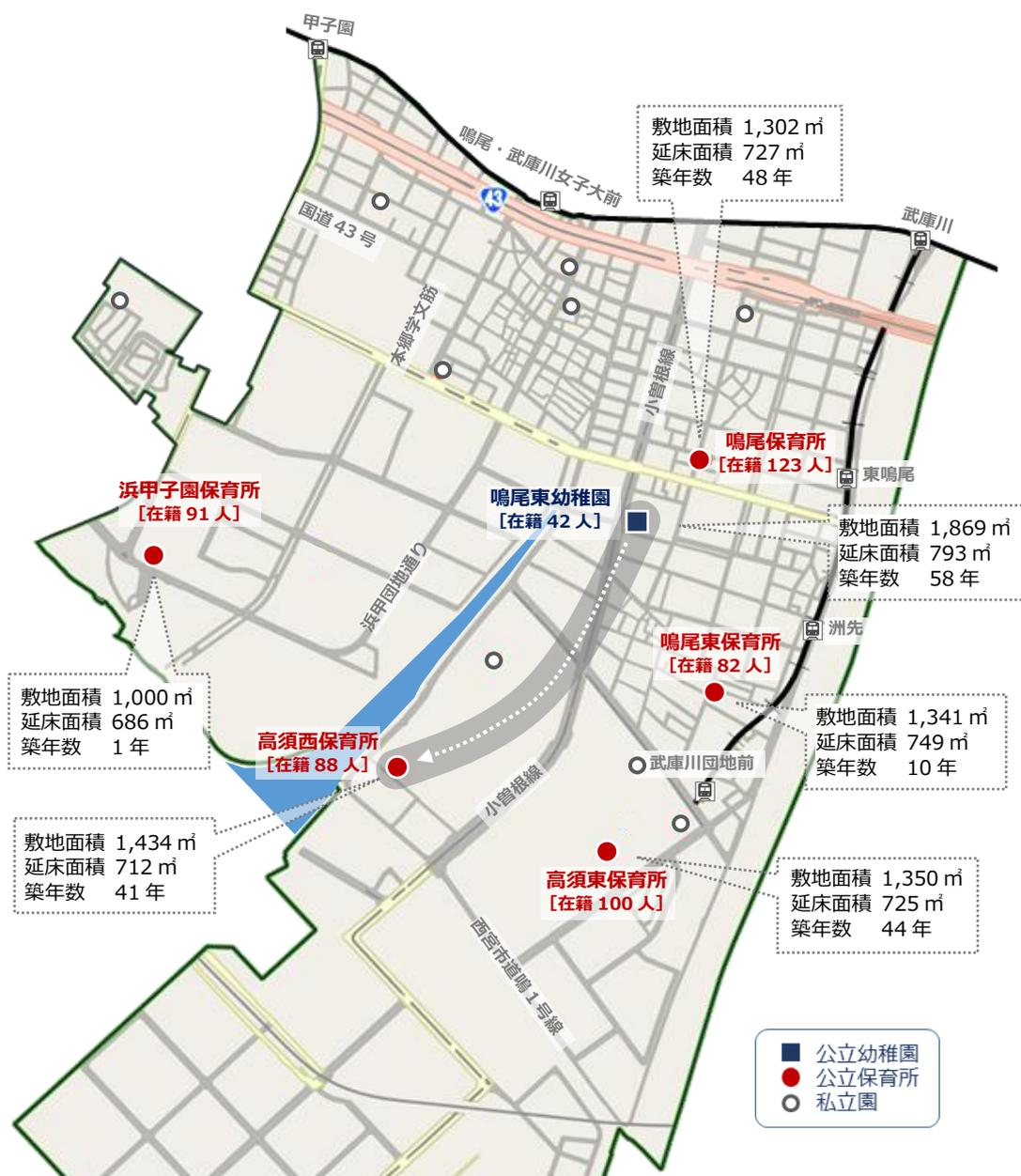
単位 (人)

(2) 鳴尾ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況 (令和5年(2023年)4月現在)

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (42)	5 (728)	6 (770)
保育所	5 (484)	1 (99)	6 (583)
こども園	- (-)	3 (260)	3 (260)
地域型	- (-)	3 (41)	3 (41)
合計	6 (526)	12 (1,128)	18 (1,654)

() 内は、利用人数(人)



イ 再編対象施設の検討

(ア) 現状分析

教育・ 保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、鳴尾東幼稚園に最も近い鳴尾保育所又は築年数の浅い鳴尾東保育所若しくは浜甲子園保育所を活用する場合、1・2歳児の受入枠が大幅に減少する。 ▶ 上記に比べ、高須東保育所及び高須西保育所については、平成30年（2018年）以降は4月時点で定員割れとなっており、1・2歳児の受入枠減少の影響が少ない。
立地・周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 鳴尾東幼稚園の在園児の約半数は高須小・高須西小学校区から通園している。 ▶ ブロック北側に私立園が集中している。
施設・設備 整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての施設で耐震化済み（新耐震基準を含む）。 ▶ 鳴尾東幼稚園、高須東保育所を活用する場合、大規模改修が必要。 ▶ 高須西保育所、鳴尾保育所、鳴尾東保育所、浜甲子園保育所を活用する場合、大規模改修は不要。

(イ) 再編の方向性

- ◆ 1・2歳児の受入枠への影響が少ない施設を選定するとともに、鳴尾東幼稚園の在園児の通園地域を考慮する。
- ◆ そのため、再編対象施設は、鳴尾東幼稚園と高須西保育所とする。
- ◆ 大規模改修が不要となる現在の高須西保育所の施設を活用し、公立認定こども園を令和9年（2027年）4月に設置する。



ウ 再編による受入数比較

令和5年度の利用人数			再編後のイメージ			
現状の施設			鳴尾ブロック認定こども園			
鳴尾東(幼)	高須西(保)	合計	合計	1号(幼)	2号・3号(保)	
	3	3	0歳児	3 (0)		3 (0)
	10	10	1歳児	10 (0)		10 (0)
	15	15	2歳児	10 (-5)		10 (-5)
	21	21	3歳児	15 (-6)	5 (+5)	10 (-11)
22	21	43	4歳児	25 (-18)	15 (-7)	10 (-11)
20	18	38	5歳児	27 (-11)	17 (-3)	10 (-8)
42	88	130	全体	90 (-40)	37 (-5)	53 (-35)

(3) 上甲子園ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和5年（2023年）4月現在）

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (28)	5 (614)	6 (642)
保育所	4 (444)	2 (189)	6 (633)
こども園	- (-)	4 (584)	4 (584)
地域型	- (-)	6 (83)	6 (83)
合計	5 (472)	17 (1,470)	22 (1,942)

() 内は、利用人数(人)



イ 再編対象施設の検討

(ア) 現状分析

教育・ 保育ニーズ	▶ 1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、ブロック内の既存施設を活用する場合、1・2歳児の受入枠が減少する。
立地・周辺環境	▶ 春風幼稚園の在園児の大半は春風小学校区から通園している。
施設・設備 整備コスト	▶ 全ての施設で耐震化済み（新耐震基準を含む）。 ▶ 春風幼稚園、瓦木みのり保育所を活用する場合、大規模改修が必要。 ▶ 瓦木みのり保育所を活用する場合、大規模改修期間中の仮設園舎も必要。

(イ) 再編の方向性

- ◆ 統合する施設同士の距離及び春風幼稚園の在園児の通園地域を考慮する。
- ◆ そのため、再編対象施設は、春風幼稚園と瓦木みのり保育所とする。
- ◆ 大規模改修期間中に仮設園舎を要しない春風幼稚園の施設を活用し、公立認定こども園を令和10年（2028年）4月に設置する。



ウ 再編による受入数比較

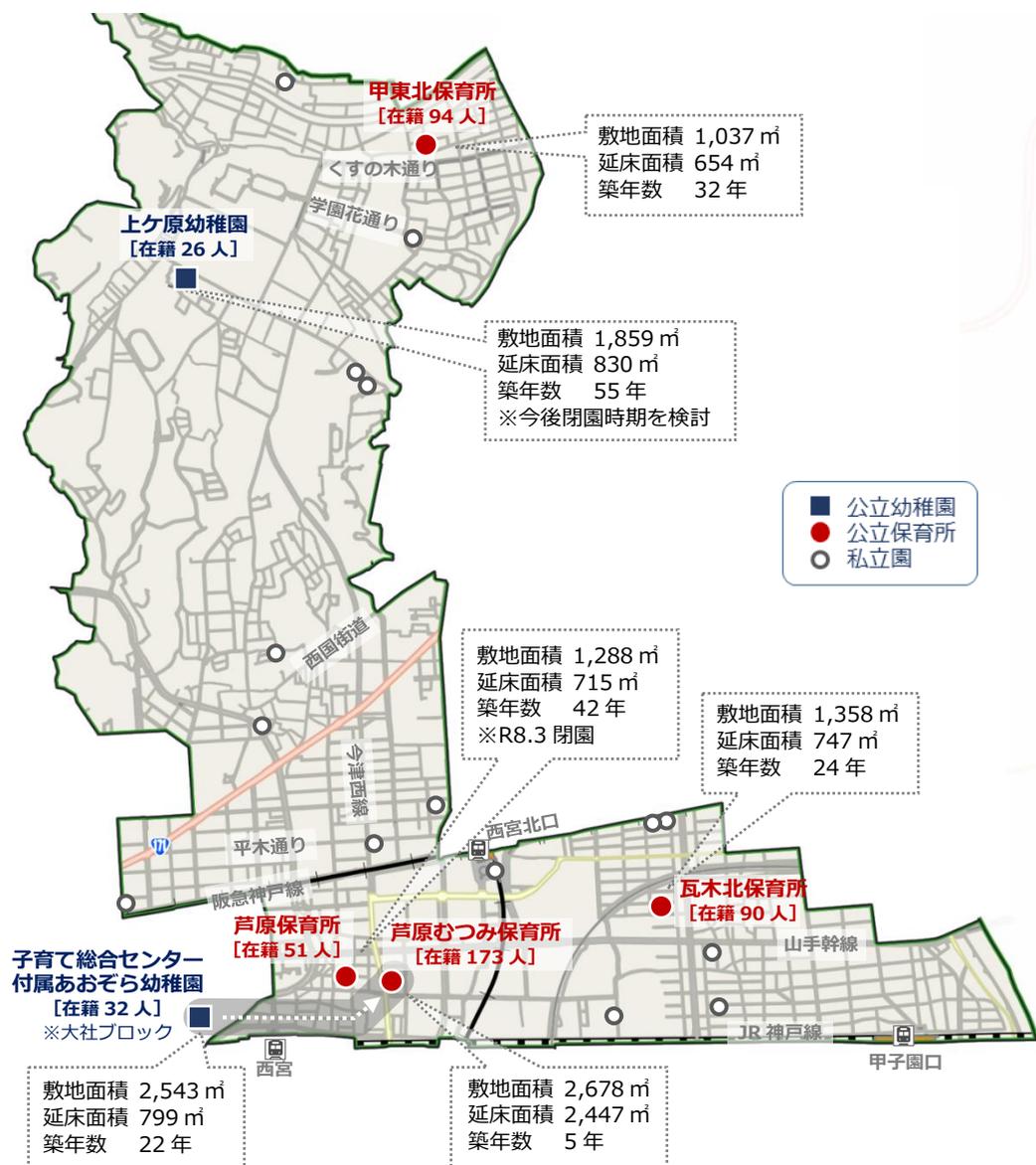
令和5年度の利用人数			再編後のイメージ			
現状の施設			上甲子園ブロック認定こども園			
春風(幼)	瓦木みのり(保)	合計	合計	1号(幼)	2号・3号(保)	
	6	6	3	(-3)	3	(-3)
	20	20	10	(-10)	10	(-10)
	25	25	20	(-5)	20	(-5)
	25	25	25	(0)	5 (+5)	20 (-5)
16	27	43	30	(-13)	10 (-6)	20 (-7)
12	25	37	32	(-5)	12 (0)	20 (-5)
28	128	156	120	(-36)	27 (-1)	93 (-35)

(4) 広田ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況 (令和5年(2023年)4月現在)

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (26)	7 (835)	8 (861)
保育所	4 (408)	6 (477)	10 (885)
こども園	- (-)	2 (181)	2 (181)
地域型	- (-)	10 (126)	10 (126)
合計	5 (434)	25 (1,619)	30 (2,053)

() 内は、利用人数(人)



イ 再編対象施設の検討

(ア) 現状分析

教育・ 保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、上ケ原幼稚園、甲東北保育所又は瓦木北保育所を活用する場合、1・2歳児の受入枠が減少する。 ▶ 芦原むつみ保育所を活用する場合、1・2歳児の受入枠に影響はないが、上ケ原幼稚園との距離が離れている。
立地・周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上ケ原幼稚園の在園児の大半は上ケ原南小学校区から通園している。 ▶ 公立園の近くに、私立園が集中している地域はない。 ▶ ブロック内には距離の近い公立幼稚園と公立保育所はない。 ▶ 一方、他ブロックではあるが子育て総合センター附属あおぞら幼稚園（以下「附属あおぞら幼稚園」という。）と芦原むつみ保育所との距離は近い。
施設・設備 整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦原むつみ保育所は築年数が5年と浅く、敷地面積、延床面積ともブロックの中で最大で、整備費も抑制できるため、同施設の活用が最も望ましい。

(イ) 再編の方向性

- ◆ 施設の規模、築年数、1・2歳児の受入枠への影響から、芦原むつみ保育所を活用して公立認定こども園を設置する。
- ◆ ただし、上ケ原幼稚園と芦原むつみ保育所の距離が離れていることから、再編対象施設は、他ブロックの附属あおぞら幼稚園と芦原むつみ保育所とし、公立認定こども園を令和8年（2026年）4月に設置する。
- ◆ 再編後の附属あおぞら幼稚園の施設は、幼児教育・保育センター（仮称）として活用する（p.16参照）。
- ◆ 再編による公立認定こども園の対象とならない上ケ原幼稚園については、今後閉園時期を検討し、アクションプラン [part 3] で示すものとする。



ウ 再編による受入数比較

単位（人）

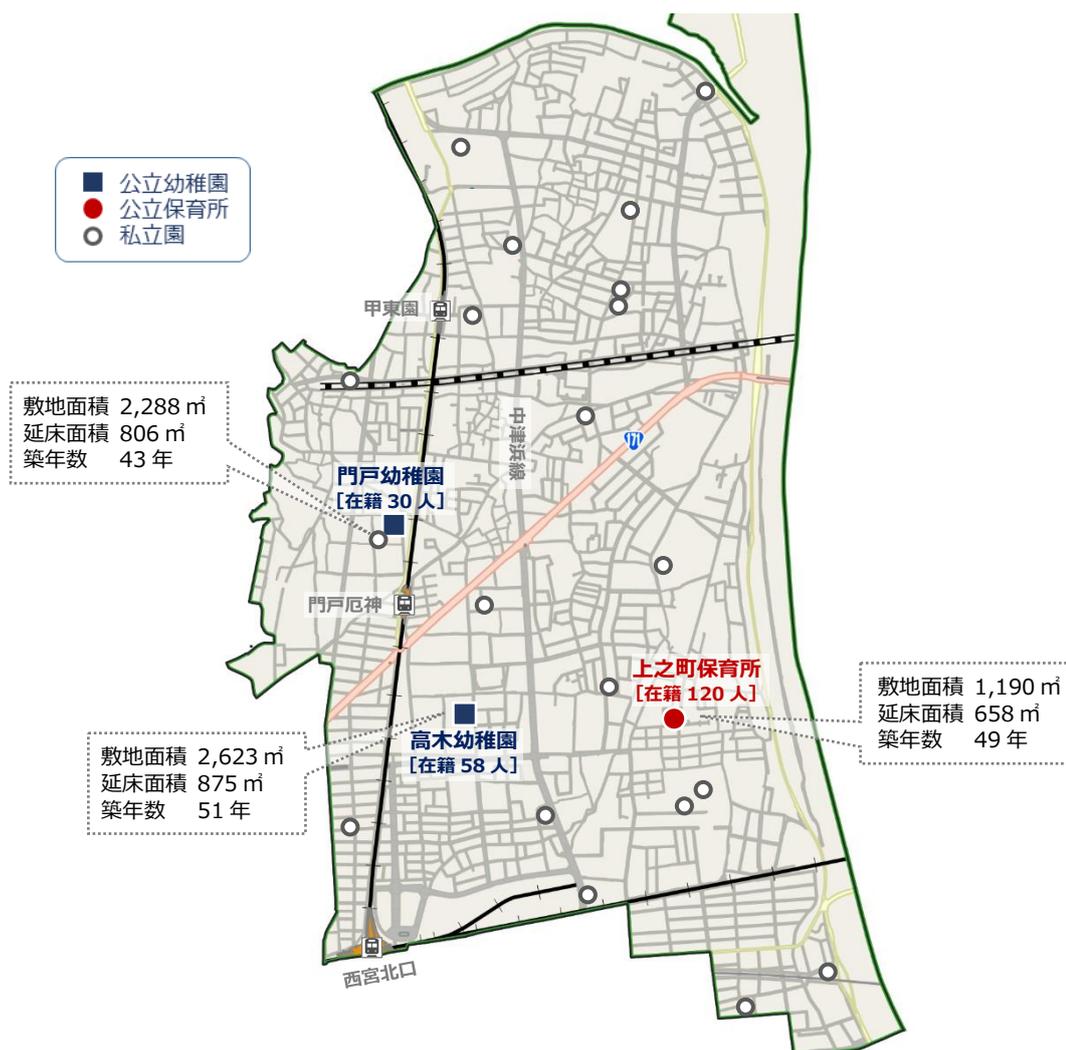
令和5年度の利用人数			再編後のイメージ			
現状の施設			広田ブロック認定こども園			
附属あおぞら(幼)	芦原むつみ(保)	合計	合計	1号(幼)	2号・3号(保)	
12		12	12	(0)	12	(0)
23		23	23	(0)	23	(0)
34		34	35	(+1)	35	(+1)
36		36	40	(+4)	5 (+5)	35 (-1)
9	34	43	45	(+2)	10 (+1)	35 (+1)
23	34	57	55	(-2)	20 (-3)	35 (+1)
32	173	205	210	(+5)	35 (+3)	175 (+2)

(5) 甲東ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和5年（2023年）4月現在）

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	2 (88)	6 (958)	8 (1,046)
保育所	1 (120)	6 (414)	7 (534)
こども園	- (-)	8 (985)	8 (985)
地域型	- (-)	11 (153)	11 (153)
合計	3 (208)	31 (2,510)	34 (2,718)

() 内は、利用人数(人)



イ 現状と今後の検討について

- ◆ 高木幼稚園については、特区小規模保育事業の卒園児（最大4歳児 20人、5歳児 20人）の受入先を保障する連携公立幼稚園事業を実施している。
- ◆ 公立園の再編を検討するにあたり、特区小規模保育事業の卒園児の受入先の確保を含めて、保育需要の状況を見極める必要があることから、当該ブロックの再編計画については、今後検討を進め、アクションプラン [part 3] で示すものとする。

(7) 山口ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和5年（2023年）4月現在）

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (17)	0 (0)	1 (17)
保育所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
こども園	- (-)	3 (364)	3 (364)
地域型	- (-)	1 (9)	1 (9)
合計	1 (17)	4 (373)	5 (390)

() 内は、利用人数(人)



イ 現状と今後の検討について

- ◆ 公立幼稚園では、園児数の減少により一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなっている。
- ◆ さらに、就学前児童数の減少により、私立園においても定員割れが生じているなど、他ブロックとは状況が大きく異なる。
- ◆ そのため、再編を検討するにあたり、公立園の存続や公立認定こども園の設置に限定せず、公立園の役割や機能を担保する別の方策についても今後検討を進め、アクションプラン [part 3] で示すものとする。

(8) 塩瀬ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況 (令和5年(2023年)4月現在)

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (4)	1 (125)	2 (129)
保育所	0 (0)	1 (27)	1 (27)
こども園	- (-)	3 (210)	3 (210)
地域型	- (-)	2 (22)	2 (22)
合計	1 (4)	7 (384)	8 (388)

() 内は、利用人数(人)

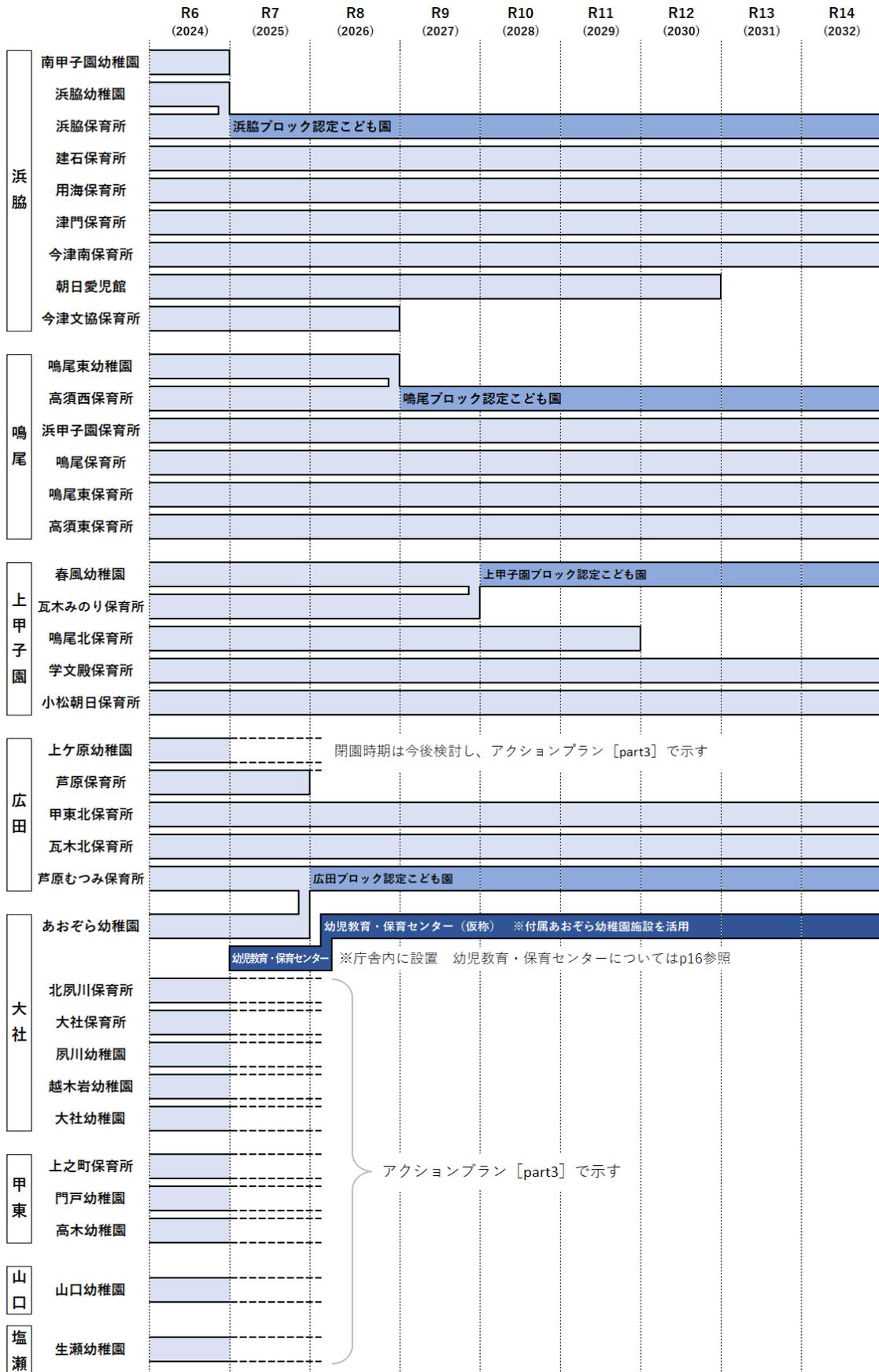


イ 現状と今後の検討について

- ◆ 公立幼稚園では、園児数の減少により一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなっている。
- ◆ さらに、就学前児童数の減少により、私立園においても定員割れが生じているなど、他ブロックとは状況が大きく異なる。
- ◆ そのため、再編を検討するにあたり、公立園の存続や公立認定こども園の設置に限定せず、公立園の役割や機能を担保する別の方策についても今後検討を進め、アクションプラン [part 3] で示すものとする。

4 公立園再編により見込まれる効果等

(1) 公立園の再編等スケジュール



(2) 再編後の施設数・定員数

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R10.4) ②	比較 ②-①
幼稚園	13 園 (1,230 人)	8 園 (765 人)	▲5 園 (▲465 人)
保育所	23 園 (2,320 人)	17 園 (1,590 人)	▲6 園 (▲730 人)
認定こども園	0 園 (0 人)	4 園 (546 人)	4 園 (546 人)
計	36 園 (3,550 人)	29 園 (2,901 人)	▲7 園 (▲649 人)

※ () 内は定員数

※再編後 (R10.4) の施設数・定員数は、令和 10 年度 (2028 年度) 以降に閉園する朝日愛児館及び鳴尾北保育所並びに閉園時期が未定の上ヶ原幼稚園を含めた数

(3) 再編後の必要職員数

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R10.4) ②	比較 ②-①
正規	410 人	362 人	▲48 人
非正規	591 人	538 人	▲53 人
計	1,001 人	900 人	▲101 人

※令和 5 年 (2023 年) 4 月時点の職員数を基準に試算

※再編後 (R10.4) の必要職員数のうち、令和 10 年度 (2028 年度) 以降に閉園する朝日愛児館及び鳴尾北保育所は閉園を見据えた職員数とし、閉園時期が未定の上ヶ原幼稚園は令和 5 年 (2023 年) 4 月時点の職員数を計上

※育児休業等、現に配置されていない職員を除く

(4) 財政効果 (見込み)

ア 運営経費

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R10.4) ②	効果試算 ②-①
人件費	4,449 百万円	3,982 百万円	▲467 百万円
事業費・管理費	769 百万円	684 百万円	▲85 百万円
計	5,218 百万円	4,666 百万円	▲552 百万円

※令和 4 年度 (2022 年度) 決算値を基準に試算

※再編後 (R10.4) の運営経費のうち、令和 10 年度 (2028 年度) 以降に閉園する朝日愛児館及び鳴尾北保育所は閉園を見据えた人件費・事業費とし、閉園時期が未定の上ヶ原幼稚園は令和 4 年度 (2022 年度) 決算値を計上

イ 跡地の売却費、認定こども園の整備費

	跡地売却費 ①	認定こども園整備費 ②	効果試算 ②-①
再編経費	▲1,964 百万円	483 百万円	▲1,481 百万円

※跡地売却費は、再編後の跡地を売却するものとして試算。ただし、令和 10 年度 (2028 年度) 以降に閉園する朝日愛児館及び鳴尾北保育所並びに閉園時期が未定の上ヶ原幼稚園は含んでいない

※施設の跡地売却に伴い、延床面積は 5,326 m² (29,686 m²→24,360 m²) 減少する見込み

5 今後の子ども・教育施策への取組

(1) 概要

「西宮市幼児教育・保育のあり方」における基本方針として、公立園の再編等によって生み出された経営資源（人材・財源等）は、今後必要となる子ども・教育施策へ活用することとしている。

後述の「幼児教育・保育センター（仮称）」のほか、増加する障害など支援を必要とする子どもや医療的ケアが必要な子どもの受入体制の充実等を、公立園の再編と並行して取り組むことで、今日のニーズに対応しながら、子ども・教育施策全体の質的向上を図るが、詳細については、今後検討を進め、アクションプラン〔part 3〕で示すものとする。

(2) 幼児教育・保育センター（仮称）

本市の幼児教育・保育の質の向上につなげるため、必要な各種の研修・研究、就学前の教育から小学校教育への円滑な接続や幼児教育・保育施設からの相談支援など、公私幼保を問わず、本市の幼児教育・保育のさらなる充実を目的とした「幼児教育・保育センター（仮称）」機能を担う組織体制を整備する。

ア 設置場所

幼児教育・保育センターは、これまで幼児教育・保育の研究機能と子育て支援の拠点として活動を続けてきた子育て総合センターとの密接な連携を図ることが重要である。

公立園の再編に伴い、子育て総合センターに併設されている付属あおぞら幼稚園の施設が利用可能となることから、幼児教育・保育センターについては付属あおぞら幼稚園の施設を活用することとする。

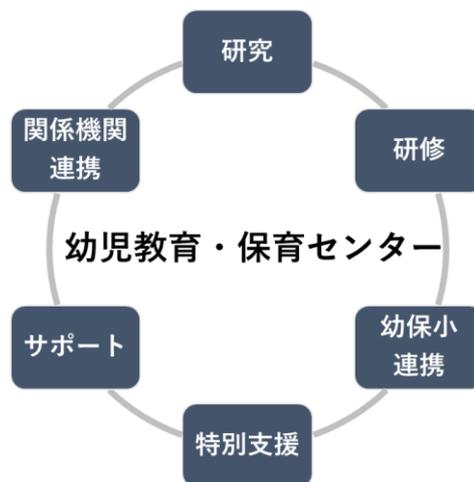
イ 設置時期

令和7年（2025年）4月に1園目の公立認定こども園の設置に合わせて庁舎内に設置し、令和8年度（2026年度）以降、再編後の付属あおぞら幼稚園の施設に移転する。

ウ 体制

現在、こども支援局及び教育委員会で実施している幼児教育・保育に係る調査研究や研修、相談業務等の再編統合を図り、さらに機能を充実させるとともに、子育て総合センターやこども未来センターとも連携して事業を実施する。

エ 役割・機能



研究	<ul style="list-style-type: none"> ・公立認定こども園における教育・保育の研究 ・各園での研究を発展させた機能
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・公私幼保の研修【組織の再編】 ・幼児教育・保育ビジョンに関する研修
幼保小連携	<ul style="list-style-type: none"> ・つながり事業の推進【組織の再編】 ・幼保小の架け橋プログラムの実施
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・加配認定の仕組みの再構築【組織の再編】 ・公私幼保の特別支援教育の推進
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・公私幼保への相談、助言 ・各種マニュアル、ノウハウ、研究結果の共有
関係機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、こども未来センターとの連携 ・大学との連携

(3) その他

公立認定こども園の所管は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長事務部局（こども支援局）とする。

ただし、同法において、公立認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定など、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものについては、教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。

そのため、こども支援局と教育委員会が、より一層、連携・協力を図りながら、公立保育所と公立幼稚園が培ってきたノウハウを継承・発展させ、公立認定こども園の運営に生かしていくとともに、私立園も含めた本市の子ども・教育施策を推進する。

【参考】西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成 22～25 年）答申に基づく中ブロック

 : アクションプラン [part 1]

 : アクションプラン [part 2]

 : アクションプラン [part 3]

